

9月3日(クエン酸)は



農林水産大臣登録第44号

琉球もろみ酢の日

これからの沖縄県産の信頼できる「琉球もろみ酢」には「GIマーク」と「公正マーク」が合わせて表示されることとなります

※GI(地理的表示保護制度)は2017年11月に沖縄県では初の登録(農林水産大臣登録第44号)で琉球もろみ酢事業協同組合は日本国内外でのブランド強化を目指しています

もろみ酢の日マーク × 琉球もろみ酢の日

9月3日は琉球もろみ酢の日です!

～琉球もろみ酢事業協同組合～

琉球もろみ酢事業協同組合(松田亮理事長)では、平成18年から9月3日を『琉球もろみ酢の日』として消費拡大に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大により、観光客の需要や量販店での販売は落ち込んでいますが、一方で「発酵食品」としての「免疫力アップ」の期待から、もろみ酢はネットショップや通信販売での販売が伸びています。

同組合の組合員12社のもろみ酢は「公正マーク」と「GIマーク」が表示されています。公正マークはもろみ酢原液が75%以上含まれた商品で、GIマークは沖縄で製造され、高い品質基準をクリアしていることを示しています。

沖縄はまだまだ暑さが続きますが、もろみ酢の料理、ドリンクで乗りきりましょう。

(中央会総務部情報課

課長補佐 上原英樹)